

令和4年第2回定例会（9月議会）  
予算及び付託議案審査関係資料

令和4年9月15日

企画振興部

【議案関係】

市町村課

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を  
改正する条例案」について（議案第144号）

・・・ 1

# 「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第144号）

市町村課

## 1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため経由事務に応急仮設建築物の存続に係る許可期間の延長の承認の申請の受理等の事務を加える等の必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 引用している医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）の条項を改めることとする。（別表第85第6号、7号及び19号関係）
- (2) 経由事務に応急仮設建築物の存続に係る許可期間の延長の承認の申請の受理等の事務を加えることとする。（別表第85第26号、27号及び28号関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表第八十五（第十三条関係）			
経	由	事	務
一〇五 略			対象市町村
六 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの			保健所を設置する市
（一） 略			
（二） 医師法第六條第三項本文の規定による医師の氏名等の届出の受理			
（三）（七） 略			
七 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）及び歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの			保健所を設置する市
（一） 略			
（二） 歯科医師法第六條第三項本文の規定による歯科医師の氏名等の届出の受理			
（三）（七） 略			
八〇十八 略			略
十九 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）及び薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの			保健所を設置する市
（一） 略			
別表第八十五（第十三条関係）			
経	由	事	務
一〇五 略			対象市町村
六 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの			保健所を設置する市
（一） 略			
（二） 医師法第六條第三項 の規定による医師の氏名等の届出の受理			
（三）（七） 略			
七 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）及び歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの			保健所を設置する市
（一） 略			
（二） 歯科医師法第六條第三項 の規定による歯科医師の氏名等の届出の受理			
（三）（七） 略			
八〇十八 略			略
十九 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）及び薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの			保健所を設置する市
（一） 略			

<p>(二) 薬剤師法第九条本文の規定による薬剤師の氏名等の届出の受理</p> <p>(三) (七) 略</p> <p>二十〇二十五 略</p>	<p>略</p>
<p>二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) (五) 略</p> <p>(二) 法第八十五条第三項及び第五項から第七項までの規定による応急仮設建築物の存続の許可等の申請の受理</p> <p>(三) (七) 略</p> <p>(四) 法第八十七条の三第三項及び第五項から第七項までの規定による災害救助用建築物等として使用することの許可等の申請の受理</p> <p>(五) (九) 略</p>	<p>市町村（法第四条第一項の建築主事を置く市及び同条第二項又は法第九十七条の二第一項の建築主事を置く市町村を除く。）</p>
<p>二十七 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び(四)から(六)までに掲げるもの（同号(一)、(四)、(五)（同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。）、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)（同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。）及び(六)に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。）</p> <p>二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び(四)か</p>	<p>建築基準法第九十七条</p>

<p>(二) 薬剤師法第九条の規定による薬剤師の氏名等の届出の受理</p> <p>(三) (七) 略</p> <p>二十〇二十五 略</p>	<p>略</p>
<p>二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) (五) 略</p> <p>(二) 法第八十五条第三項、第五項及び第六項の規定による応急仮設建築物の存続の許可等の申請の受理</p> <p>(三) (七) 略</p> <p>(四) 法第八十七条の三第三項、第五項及び第六項の規定による災害救助用建築物等として使用することの許可の申請の受理</p> <p>(五) (九) 略</p>	<p>市町村（法第四条第一項の建築主事を置く市及び同条第二項又は法第九十七条の二第一項の建築主事を置く市町村を除く。）</p>
<p>二十七 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び(四)から(六)までに掲げるもの（同号(一)、(四)、(五)（同法第八十五条第六項の規定による許可の申請に係るものを除く。）、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)（同法第八十七条の三第六項の規定による許可の申請に係るものを除く。）及び(六)に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。）</p> <p>二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び(四)か</p>	<p>建築基準法第九十七条</p>

ら(㊦)までに掲げるもの(同号(一)、四から(六)まで、(出)(同法第五十二条第十四項(同項第二号に該当する場合に限る。))の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(㊧)、(㊨)、(㊩)、(㊪)(同法第六十八条第三項第二号の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(㊫)、(㊬)(同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。)、(㊭)、(㊮)、(㊯)、(㊰)(同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。)及び(㊱)に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)

の二第一項の建築主事を置く市町村(建築審査会を設置する市町村に限る。)

ら(㊦)までに掲げるもの(同号(一)、四から(六)まで、(出)(同法第五十二条第十四項(同項第二号に該当する場合に限る。))の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(㊧)、(㊨)、(㊩)、(㊪)(同法第六十八条第三項第二号の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(㊫)、(㊬)(同法第八十五条第六項の規定による許可の申請に係るものを除く。)、(㊭)、(㊮)、(㊯)、(㊰)(同法第八十七条の三第六項の規定による許可の申請に係るものを除く。)及び(㊱)に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)

の二第一項の建築主事を置く市町村(建築審査会を設置する市町村に限る。)